

展示会等開催支援 登録要綱

(目的)

第1条 公益財団法人沖縄県産業振興公社（以下「公社」という。）は、沖縄県内における展示会等の開催を促進するため、予算の範囲内で支援金を支払うものとし、対象となる展示会等の主催者の登録に関し必要な事項をこの要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「展示会等」とは、沖縄県内で開催する展示会、見本市及び商談会等のうち企業間の取引を主とするビジネスイベントをいう。
- (2)「主催者」とは、展示会等を主催する企業及び団体等をいう。
- (3)「支援金」とは、前条に基づき公社が主催者に支払う金額をいう。
- (4)「参加者」とは、展示会等の出展者及び来場者をいう。

(登録対象)

第3条 登録の対象となる事業者（以下「登録対象者」という。）は、展示会等の主催者又は主催者から委託を受けた者とする。

2 支援の登録対象となる展示会等（以下「対象展示会等」という。）は、令和7年4月1日から令和11年2月末日までに開催される展示会等であって、次の各号の条件をいずれも満たすものとする。ただし、沖縄県が政策推進の観点から特に支援が必要と認める展示会等については、この限りではない。

(1)参加者のうち、沖縄県外（海外含む。）からの参加者の割合が25%以上であること。

(2)開催期間が2日間以上であること。

(3)展示会等の開始日が各年度4月1日～2月末日の範囲であること

(4)沖縄県内に主催関係者（ローカルホスト）がいること。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は支援の対象としない。

(1)政治目的又は宗教目的で開催される展示会等の場合

(2)主催者が国、地方公共団体及びそれに準ずる団体である場合

(3)起業家・ファンド等の資金集めが目的である展示会等の場合

(4)主たる目的が物品等の販売である展示会等の場合

(5)今回登録を申請する展示会等について、公社が実施する他の支援又は補助等の申請を行い、既に交付決定通知を受けている場合。なお、登録後に公社が実施する他の支援又は補助等の交付決定通知を受けた場合には、登録対象者は第9条の規

定に基づき登録申請を取下げなければならない。

- (6) 対象展示会等について、国又は地方公共団体等に対して支援又は補助等の申請を行い、既に交付決定通知を受けている場合。なお、登録後に国又は地方公共団体等が実施する他の支援又は補助等の交付決定通知を受けた場合には、登録対象者は第9条の規定に基づき登録申請を取下げなければならない。ただし、人材開発支援助成金など、対象展示会等に限定したのではなく事業全体に対する助成又は補助等についてはこの限りではない。
- (7) 禁錮以上の刑に処せられた者であってその執行を終わる日又はその執行を受けることがなくなる日が経過していない者が登録対象者に属する場合
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者が登録対象者に属する場合
- (9) 暴力団の構成員等の統制の下にある企業又は団体が登録対象者に属する場合
- (10) その他、公社理事長（以下「理事長」という。）が適当でないとするもの

（支援金額）

第4条 支援金額は、次の表の第一欄に掲げる参加者数に該当する第二欄に掲げる額とする。

参加者数	額
1,000人以上3,000人未満	250万円以内
3,000人以上5,000人未満	300万円以内
5,000人以上	350万円以内

（登録申請）

第5条 登録申請をしようとする者は、対象展示会等を開催しようとする日が属する年度の前年度の8月31日までに、次の各号に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。ただし、第3条第2項但書きで沖縄県が特に必要と認めた展示会等であって令和7年度に開催されるものについては、開催日の30日前又は令和7年9月12日のいずれか早い日を提出期限とする。

- (1) 登録申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 事業収支予算書（様式第3号）
- (4) 対象展示会等の開催概要が分かる資料（主旨、実施内容等が明記されたもの）
- (5) その他、理事長が必要と認める書類

(審査)

第6条 理事長は、前条の提出期限までに登録対象者から申請書が提出された場合、理事長が指名した者で構成される選定委員会を開催し、登録の可否及び支払予定額を審査する。

- 2 審査にあたって、選定委員会は必要に応じて申請書を提出した登録対象者から意見を聴取することができる。
- 3 審査は非公開とし、審査内容に関する問合せは一切受け付けない。

(審査結果及び支払予定額の通知)

第7条 理事長は、前条による審査の結果、その申請内容が適当であると認めるときは支援金の支払い予定額（以下「支払予定額」という。）を決定し登録対象者を登録する。

- 2 理事長は、登録対象者を登録する場合は支払予定額と併せて様式第4号にて、登録対象者を登録しない場合は様式第4-2号にて通知する。

(支払額の決定及び通知)

第8条 登録された登録対象者（以下「支払予定事業者」という。）は、対象展示会等の開催後30日以内に、実績報告書を理事長へ提出しなければならない。

- 2 理事長は、提出された実績報告書に基づき支払額を決定し、別途公社が定める展示会等開催支援 支援金支払要綱に基づき、支払予定事業者に通知する。なお、いかなる理由がある場合であっても、理事長は前条第2項で通知した支払予定額を超えて支払額を決定することはできない。

(登録申請の取下げ)

第9条 第3条第3項第5号又は第6号に基づく場合やその他の理由により登録申請を取下げる場合は、速やかに登録取下げ届出書（様式第5号）を理事長に提出しなければならない。

(登録内容の変更)

第10条 支払予定事業者は、支払い対象となる展示会等の開催に係る事業（以下「支払予定対象事業」という。）において、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに登録内容変更届出書（様式第6号）を理事長に提出しなければならない。

- (1) 県外・海外からの参加予定者数が大幅に増減する場合
- (2) 開催期間に変更が生じる場合。ただし、開催期間が翌年度以降に変更となった場合は、本要綱第5条～第7条の規定に基づき取扱う。

(登録の取消し)

第11条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取消することができる。

- (1) 支払予定事業者が第9条に規定する取下げ申請を行った場合
- (2) 対象展示会等が第3条第2項各号に掲げる条件のいずれかに該当しないことが明らかになった場合
- (3) 対象展示会等が第3条第3項各号に定める場合のいずれかに該当することが明らかになった場合
- (4) 支払予定事業者がこの要綱の規定に違反した場合
- (5) 支払予定事業者が申請書等の提出書類に虚偽の記載をした場合

(書類の管理)

第12条 支払予定事業者は、本事業に係る関係書類（申請書類及び公社より交付された書類）を、支払予定対象事業を完了する日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(個人情報の管理)

第13条 取得した個人情報については、本事業の範囲内でのみ使用する。

(その他)

第14条 本要綱に定めのない事項については、沖縄県と公社が協議して決定する。

- 2 本要綱に定める提出書類は、原本の郵送又は電子メールによる提出とする。
- 3 本事業の登録については、沖縄県の次年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力が生じるものである。沖縄県議会において当初予算案が否決された場合は、登録の取り消しを行うことがある。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する